

平成30年

第1回市議会定例会 議案第65号

函館市立病院条例の一部改正について

函館市立病院条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年2月22日提出

函館市長 工藤 壽 樹

函館市立病院条例の一部を改正する条例

函館市立病院条例（平成16年函館市条例第95号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

初診時 加算料	市立函館 病院	1回につき	1,000円	
特別長期入院料		健康保険法第63条第2項第4号および高齢者医療確保法第64条第2項第4号に規定する選定療養に関して厚生労働大臣が定める通算対象入院料の基本点数に相当する点数に100分の15を乗じて得た点数に1点単価10円を乗じて得た額		を
初診時 加算料	市立函館 病院	健康保険法第70条第3項に規定する保険医療機関相互間の機能の分担および業務の連携のための措置として、選定療養（同法第63条第2項第5号および高齢者医療確保法第64条第2項第5号に規定する選定療養をいう。以下この表において同じ。）に関し、当該療養に要する費用の範囲内において厚生労働大臣の定める金額		に
再診時 加算料				
特別長期入院料		選定療養に関して厚生労働大臣が定める通算対象入院料の基本点数に相当する点数に100分の15を乗じて得た点数に1点単価10円を乗じて得た額		

改め、同表備考を次のように改める。

備 考

- 1 初診時加算料は、他の保険医療機関等からの文書による紹介がない場合（緊急その他やむを得ない事情がある場合を除く。）の初診について徴収する。
- 2 再診時加算料は、他の保険医療機関等で管理者が定めるものに対して文書による紹介を行う旨の申出を行ったにもかかわらず受診した場合（緊急その他やむを得ない事情がある場合を除く。）の再診について徴収する。

附 則

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1の規定は、この条例の施行の日以後の初診および同日以後に他の保険医療機関等に対して文書による紹介を行う旨の申出（以下「紹介の申出」という。）を行ったにもかかわらず受診した場合の再診に係る料金について適用し、同日前の初診および同日前に紹介の申出を行ったにもかかわらず受診した場合の再診に係る料金については、なお従前の例による。

（提案理由）

市立函館病院における診療について、初診時加算料を改定し、および再診時加算料を徴収することとするため